



安全安心まちづくり班からのお知らせ

震災に関する

「義援金の募集」を装った詐欺に注意!



過去に災害が発生した際には、公的機関や実在する団体、親類などを装い、電話、メール、SNSや郵便などで震災等への被災者に対する義援金を募集し、指定の口座に振り込ませる詐欺が発生しています。

● 過去に発生している事例

事例① 公的機関や実在する団体を装い、電話や直接訪問するなどして「災害支援基金への御協力をお願いします」と言って、実際とは異なる個人名義の口座に振り込ませる。

事例② 被災地の親類を装い、「親族全体で義援金を送ることにしたから、これから教える口座に振り込んでほしい」と言って、お金を振り込ませる。

事例③ SNSに「被災した友人家族が人並みの生活に戻れるように義援金をお願いします」と書き込みし、お金を振り込ませる。

最近では、「SNSで自身が被災したことを訴えて、電子マネーで寄附を募る投稿」が確認されていますが、投稿された住所が存在しないなど複数の不自然な点があることから、詐欺の可能性があるとされている事例もあり、注意が必要です。



● 被害に遭わないために

人の善意を悪用しようとするなんて許せない!



振込先をしっかりと確認!

- 振込口座の名義情報などに不審点がないか確認しましょう。
- 公的機関や実在の団体の場合は、公式HP・テレビ・新聞等で公表されている口座番号・名義情報と同じかどうか確認しましょう。

募金を募っている個人・団体をしっかりと確認!

- 募金を募っている個人や団体等の活動状況や募金の使い道などについて調べた上で、本当に信用できる相手なのかを十分に確認した上で寄附しましょう。



相談はこちらまで

焦らずにまず相談!

- 少しでも不審に思ったら、すぐ振り込まないで、まず相談してください。

消費者ホットライン

局番なし **188** (いやや)

警察総合相談電話

局番なし **#9110**

岡山県消費生活センター

086-226-0999

岡山県消費生活センター津山分室

0868-23-1247

災害に便乗した 悪質商法に注意！

※豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後には、
便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。



豪雨等の被害を調査すると告げ、調査後、

- ・本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」
 - ・「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」
- などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

代表的な手口

屋根の瓦がずれてますよ。
保険で修理ができますよ！

必要ないわ。

無料で修理できるんですよ。
お金はかかりません。

⚠ 公的機関のような事業者名を名のることもあるので注意。

工事はお任せください。

契約しないと帰ってくれないのかしら…。

こんな話にもご注意ください！

古くなったところなどはありませんか。

今回の雨で壊れたことにすれば、古くなったところも保険金できれいになります。

⚠ うその理由で保険金を請求することはできません。
(詐欺に該当する場合があります。)

⚠ 実際には保険金がない・請求額より少ない、又は解約すると言ったら高額な解約金を請求されることも…。

◎ 次のような勧誘には、ご注意ください！（高齢者の一人暮らしは特にご注意ください！）

- ・保険金請求代行のコンサルタント料（成功報酬）や修理費用は、おりた保険金で対応できるという勧誘
- ・保険の対象となるかどうか確認もしないまま、保険金請求手続の代行を持ちかけるなどの勧誘

作成取りまとめ：消費者庁取引対策課（電話：03-3507-8800(代表) FAX:03-3507-9291)

金融庁
Financial Services Agency

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

国土交通省

【作成：令和2年8月】

一般社団法人 日本損害保険協会
The General Insurance Association of Japan

SONPO

FNLIA

一般社団法人 外国損害保険協会

住まいの安心センター

公益財団法人

住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいる安心センター

一般社団法人

住宅リフォーム推進協議会

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、**クーリング・オフ!**

訪問販売による取引は、

契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、**契約解除**ができます。

※ 8日間を過ぎていても契約の取消しができる場合もあります。消費生活センター等に相談してください。

【クーリング・オフの方法】

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② **契約年月日、契約の内容、契約金額、販売会社、担当者名**、「この契約を解除します」ということを書きます。**あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。**
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう!

住宅に関する様々な相談に対応しています。
不審・不安に思ったら、住まいるダイヤルにご相談ください。

・住まいるダイヤル：0570-016-100

➤ 被災した住宅の補修工事に対応できる近隣の事業者は
こちらからご確認いただけます。

住まい再建事業者検索サイト：<https://sumai-saiken.jp/>

※ 国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体や、住宅関係団体に所属しているリフォーム事業者等を一元的に検索できるサイトです。



保険に関することは、保険会社又は代理店にご相談ください。

➤ 損害保険会社の連絡先はこちらからご確認いただけます。

(一社) 日本損害保険協会会員会社連絡先ページ

: <https://www.sonpo.or.jp/member/link/>

(一社) 外国損害保険協会会員会社連絡先ページ

: <https://www.fnlia.gr.jp/member.html>



日本損保協会 外国損保協会

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

い や や!

消費者ホットライン ☎ (局番なし) **188**

消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」



見守り 新鮮情報

「**排水管の高圧洗浄**が3千円」と書かれた**投げ込みチラシ**を見て、電話で**依頼**した。作業が行われたが約4万円を請求され、**仕方なく支払った**。その後同じ業者が訪れ

「**汚水升を変えた方がよい**」と言われ、見積書を出された。**契約してしまったが**、約22万円と**高い**のでクーリング・オフしたい。

(70歳代)



格安の排水管高圧洗浄 サービスのはずが… 思いがけない高額請求に

ひとこと助言

無理にその場で
判断しないで



見守るくん

- 低価格を強調した広告を見て、排水管の高圧洗浄を依頼したところ、業者からさらなる点検や工事等を勧誘され、高額な費用を請求されたという相談が寄せられています。
- 点検や工事等に関する専門的な技術や知識がない消費者が、突然提案された作業の料金や内容の妥当性を判断することは難しいため、無理にその場で判断しようとせず、少しでも違和感を覚えたときは作業を断るようにしましょう。
- 地域の工務店など、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょう。
- クーリング・オフができる場合がありますので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。